

大田区特定不妊治療費助成の開始について

1 目的

医療保険が適用されない高額な不妊治療を受ける方に対して、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的とする。

2 概要

東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方に対して、特定不妊治療(対外受精および顕微鏡受精)にかかった健康保険適用外の治療費(文書料や保険適用の医療費は除く)から、東京都で承認決定された助成額を差し引いた額を助成する。対象は、令和2年4月1日以降に開始した治療分。

3 対象者

次のすべてに該当する方

- (1) 東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を1年以内に受けている
- (2) 治療開始時から区の助成申請時まで、継続して法律上の婚姻関係がある夫婦(事実婚の場合も対象となります。)
- (3) 区の助成申請時に、夫婦またはいずれか一方が大田区に住民登録がある
- (4) 他区市町村から、同一の治療に対し助成を受けていない
- (5) 住民税を滞納していない

4 助成の内容

(1) 助成額

治療ステージ	助成限度額
A、B、D、E	50,000円
C、F	25,000円

(2) 助成回数

初回(通算1回目)治療開始日時点の年齢	助成回数(上限)
39歳以下	43歳になるまでに通算6回
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに通算3回

5 申請受付開始時期

令和2年7月1日

6 周知方法

区報、ホームページで周知する。